

須賀川市監査委員告示第2号

令和元年度定期監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和2年3月25日

須賀川市監査委員 大 峰 和 好

須賀川市監査委員 広 瀬 吉 彦

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査

2 監査の方法

平成30年度及び令和元年度（令和元年9月末日及び10月末日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提供を求め、関係各課から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、条例や関係法規に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか等を主眼として実施した。

3 監査の期間

平成31年4月から令和元年5月及び8月から令和2年2月まで

4 監査の対象

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの執行分

企画財政部 税務課、収納課

文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課、公民館、勤労青少年ホーム、長沼総合運動公園管理センター、文化振興課（歴史民俗資料館）、文化センター、博物館

健康福祉部 長寿福祉課、健康づくり課

(2) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの執行分

行政管理部 人事課、秘書広報課

生活環境部	環境課、原子力災害対策課、市民課（長沼東部コミュニティセンター）
健康福祉部	保険年金課
産業部	商工労政課、観光交流課
会計課	
議会事務局	

(3) 平成31年4月1日から令和元年10月31日までの執行分

企画財政部	企画財政課
生活環境部	長沼市民サービスセンター、岩瀬市民サービスセンター
健康福祉部	社会福祉課
建設部	都市整備課
上下水道部	経営課、水道施設課、下水道施設課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、こども課

4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務処理等は概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に指導を要する事項があったので、関係諸規定を再度確認するとともに適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。